

派遣で働く皆様へ

待遇に関する事項等の説明

労働者派遣法第31条の2第1項の規定に基づき、待遇に関する事項について以下のとおりご案内いたします。

●待遇に関する事項

◇あなたを派遣労働者として雇用した場合の賃金見込額
月額50,000円～300,000円（派遣先シフトによる、別添求人票参照）

(注)実際の賃金額はご本人の経験・職歴・保有資格等を、職務の内容や就業地域における派遣労働者の賃金相場等に当てはめて決定し、労働契約締結時に書面にて提示いたします。

◇想定される就業条件等について
主な就業場所：茨城・千葉県内
就業日：月～土曜日（派遣先シフトによる、別添求人票参照）
就業時間：派遣先シフト表による。1日4時間程度～残業有。

(注)実際の就業場所、就業条件等については労働契約締結時に書面にて提示いたします

◇労働、社会保険の加入について

雇用保険は、週の所定労働時間が20時間以上あり、かつ、31日以上の雇用見込みがある場合は、加入します。
健康・厚生年金保険は、正規で働く社員の概ね3/4以上の労働時間で、雇用契約が2か月を超える場合は、加入します。

●事業運営に関する事項

社名：ESグローバル株式会社
設立日：令和元年7月23日
所在地：茨城県土浦市荒川沖東3丁目2-5 ツルヤビル203
資本金：2,000万円
事業内容：労働者派遣事業、有料職業紹介事業、登録支援機関
許可番号 労働者派遣事業 派08-300804
許可番号 有料職業紹介事業 08-ユ-300331
登録番号 登録支援機関 22登-007657
ホームページ <https://www.esglobal-jp.com/>

●労働者派遣制度の概要

派遣労働者の皆様は弊社と雇用契約を結びます。
就業条件の明示や給与の支払いは弊社が行い、派遣先事業主が仕事の指示や就業時間の管理を行います。

(参考)厚生労働省ホームページ<派遣で働くときに知っておきたいこと>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html

●キャリアアップ措置の内容

キャリアコンサルティング相談窓口：波田野 照雄 TEL: 029-879-5340

使用方法：上記の連絡先へ相談希望の旨を申し出てください。

以上